

# 一般社団法人 島根県医師会定款

## 第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人島根県医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を島根県松江市袖師町1番31号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、島根県内の郡市医師会及び島根大学医学部医師会（以下「郡市医師会」という。）並びに日本医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 医学教育の向上に関する事項
- (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事項
- (4) 医師の生涯研修に関する事項
- (5) 医学、医療の国際交流に関する事項
- (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
- (7) 地域医療の推進発展に関する事項
- (8) 地域保健の向上に関する事項
- (9) 保険医療の充実にに関する事項
- (10) 医事法規の整備に関する事項
- (11) 医療施設の整備に関する事項
- (12) 医療従事者の養成・確保に関する事項
- (13) 医業経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項
- (14) 医師会相互の連絡調整に関する事項
- (15) その他本会の目的を達成するため必要な事項

2 前項の事業は島根県において行うものとする。

## 第3章 会 員

(組織)

第5条 本会は、本会の目的及び事業に賛同する本会の会員である医師をもって組織する。

(会員の資格及びその喪失)

第6条 本会会員は、本会の目的及び事業に賛同した郡市医師会の会員たるものとする。

2 本会会員が所属の郡市医師会の会員の資格を失ったときは、同時に本会会員の資格を失うものとする。

3 前項の他、会員は次に掲げる事由によって会員の資格を失う。

(1) 第13条第1項(会員の制裁)の規定による除名

(2) 退会(郡市医師会を含む)又は死亡

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、所属の郡市医師会を経て、本会に所定の届出をしなければならない。

2 会員で退会しようとする者は、所属の郡市医師会を経て、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前各項と同様に、その届出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、会長は第13条第1項(会員の制裁)の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条項に基づく処分を行うことができる。日本医師会又は郡市医師会において同条項に準ずる手続きの審議にかかっている会員についても同様とする。この場合、当該会員は、上記審議に関する限りにおいて会員たる地位を失わない。

(会費及び負担金並びに入会金)

第8条 会員は、本会所定の会費及び負担金並びに入会金を本会に納入しなければならない。

2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、代議員会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、代議員会の決議を経て、その額を減免することができる。

3 入会金の額並びにその徴収方法は代議員会で定める。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(会員の権利)

第10条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる会員と同様に本会に対して行使することができる。

(1) 同法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)

(2) 同法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)

(3) 同法第57条第4項の権利(代議員会の議事録の閲覧等)

(4) 同法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書等の閲覧等)

(5) 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)

(6) 同法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

(7) 同法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(報告、発表及び意見具申)

第11条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表すること

ができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

(表彰)

第12条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより表彰することができる。

(会員の制裁)

第13条 会長は、会員について次の各号の1に該当するとき、又はその他正当な事由があると認めるときは、裁定委員会の審議裁定を経て、戒告、退会勧奨又は除名の処分をすることができる。

(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したとき

2 前項の規定により戒告、退会勧奨又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対してその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、所属の郡市医師会に通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、代議員の資格の喪失については、第17条第2項をもって行う。

## 第4章 代議員及び予備代議員

(代議員)

第14条 本会に、代議員を置く。

2 前項の代議員をもって法人法上の社員とする。

3 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。

(代議員の任期)

第15条 代議員の任期は、選出後最初の定時代議員会開催日より、2年後の定時代議員会開催日の前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。

3 代議員の任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。

(代議員の選出)

第16条 代議員は、別に定めるところにより、各郡市医師会の総会（代議員会が設置されている場合には代議員会）において選出を行う。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

2 代議員の数は、会員20人までを1人、40人までを2人、41人以上は、30人又はその端数ごとに1人を加えて算定する。ただし、その会員中に2以上の郡市医師会に属する者がいるときは、代議員の選挙権を行使しようとする郡市医師会の一つを定めさせ、その旨を関係各郡市医師会長に届出させるものとする。

3 前項の選出において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。

4 第2項における会員の数は、選挙前年の12月31日現在人員を基とする。代議員選出後、会員数に異動があっても、代議員の数は次の改選までは改めないものとする。

5 代議員に欠員を生じたときは、当該郡市医師会は、後任の代議員の選出を行うものとする。

6 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 郡市医師会代議員のうち、本会会員でない者は、本会代議員選出について議決権を有しない。

(代議員の資格の喪失)

第17条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。

2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前各項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。

(1) 第6条第2項又は同第3項第2号の規定による会員資格の喪失

(2) 全ての代議員が同意したとき

(予備代議員)

第18条 代議員に事故あるときに備えて、予備代議員を置く。

2 代議員に事故があるときは、予備代議員に議決権を代理行使させることができる。

3 第14条第1項及び第3項(代議員)、第15条第1項及び第3項(代議員の任期)、第16条(代議員の選出)並びに第17条(代議員の資格の喪失)の規定は、予備代議員について、準用する。

## 第5章 代議員会

(代議員会)

第19条 代議員会は、代議員をもって組織し、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 代議員会を法人法上の社員総会とする。

(定時代議員会及び臨時代議員会)

第20条 代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

2 定時代議員会は、毎年1回、招集しなければならない。

3 臨時代議員会は、必要がある場合に、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の代議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時代議員会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに代議員に発しなければならない。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第21条 代議員会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選定する。

3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。

(議長及び副議長の職務)

第22条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選定)

第23条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。

(代議員会の任務)

第24条 代議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
- (2) 会費及び負担金並びに入会金の賦課徴収及び減免に関する事項
- (3) 代議員の資格の喪失
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 定款の変更に関する事項
- (8) 本会の解散に関する事項
- (9) 理事会が付議した事項
- (10) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 代議員会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。

- (1) 第56条第2項に定める事業計画書、収支予算書等
- (2) 第57条第2項に定める事業報告
- (3) その他必要な会務報告

(代議員会の定足数及び決議)

第25条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 代議員会の決議は、出席代議員の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 代議員の資格の喪失
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代議員会への出席発言)

第26条 役員は、代議員会に出席して、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が代議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

(代議員会の議事規則)

第27条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

## 第6章 役員等

(役員)

第28条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 22名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、10名以内を常任理事とする。
- 3 会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 常任理事は、理事会の決議により、分担して業務を執行する。
- 5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務を代行する。
- 6 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、常任理事は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務（本会を代表するものを除く。）を代行する。

(監事の職務)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員選任)

第32条 理事及び監事は、別に定めるところにより、本会会員の中から、代議員会の決議によって選任する。

(役員補欠の選任)

第33条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、可及的速やかに、補欠の選任を行うものとする。

- 2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第34条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第35条 理事及び監事に対して、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任免除)

第36条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む）の損害賠

償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第37条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、会長の任期による。
- 4 顧問は次の職務を行う。
  - (1) 会長の相談に応じること
  - (2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること

## 第7章 理事会及び常任理事会

(理事会)

第38条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集することができる。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 6 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 常任理事の選定及び解職
- (2) 本会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
  - (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(常任理事会)

第40条 本会に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常任理事が常任理事会を招集する。
- 4 常任理事会は、理事会又は会長より付議された事項及び業務を執行するにあたって必要な事項の決定を行う。
- 5 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 6 常任理事会の決議は、議決に加わることができる会長、副会長及び常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会への報告の省略)

第41条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の報告については、この限りでない。

(理事会への出席発言)

第42条 代議員会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

## 第8章 裁定委員会

(裁定委員会)

第44条 本会に裁定委員会を置く。

- 2 裁定委員会は、13名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第45条 裁定委員は、本会会員の中から、代議員会において選任する。

(裁定委員の任期)

第46条 裁定委員の任期は、第31条第1項(役員の任期)の規定を準用する。

- 2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第47条 裁定委員は、本会の役員及び代議員(予備代議員を含む)並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。ただし、各医師会の状況により、これによりがたいと認められる場合は、代議員会の承認を受け、兼ねることができる。

(身分に関する裁定)

第48条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その裁定を行う。

- (1) 第7条第4項(除名者の再入会)の規定による会員の再入会に関する事項
- (2) 第13条第1項(会員の制裁)に規定する会員の制裁に関する事項
- (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

- 2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第49条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その調停を行う。

- (1) 会員相互間その他の紛議に関する事項



(2) 医師会相互間の紛議に関する事項

2 前項第1号の場合においては、会員の所属する郡市医師会の意見を聞かなければならない。

3 第1項第2号の場合においては、当該医師会から調停を依頼された場合に限るものとする。

(裁定委員会に関する規則)

第50条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

## 第9章 委員会及び部会

(委員会及び部会の設置)

第51条 会長又は代議員会が必要と認める場合には、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、代議員会が設置する委員会に関しては、代議員会の決議を経て、別に定める。

3 前項の委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会において選任及び解任する。

4 第1項の部会の委員のうち、部会長、副部会長は、理事会において選任及び解任する。

5 第1項の委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、各委員会において定める。

6 第1項の部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、各部会において定める。

## 第10章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第52条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政機関等に対する意見表明)

第53条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、関係行政機関等に対して意見を述べることができる。

## 第11章 資産及び会計

(本会の経費)

第54条 本会の経費は、会費、負担金、入会金、寄付金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第55条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第56条 会長は、毎事業年度の開始日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を受けた後、代議員会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第57条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時代議員会にその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、定時代議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

4 貸借対照表は、定時代議員会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第58条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第59条 本会の財産は、会長が管理する。

(財産の処分)

第60条 島根県医師会館整備基金は、代議員会で決議を経なければ処分することができない。

(会計の規程等)

第61条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

## 第12章 参 与

(参与)

第62条 本会に、理事会の決議を経て、若干名の参与を置くことができる。

2 参与は、会長の定めるところにより、専門的事項について会務に参画する。

3 参与は、会長が委嘱し、その任期は、会長の任期による。

## 第13章 事 務 局

(事務局)

第63条 本会に、事務局を置く。

2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。

3 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

## 第14章 雑 則

(郡市医師会の報告)

第64条 会長は、必要があれば郡市医師会から、本会に次の事項の報告を求めることができる。

(1) 定款及び会務執行に関する諸規程

(2) 代議員及び予備代議員の氏名、住所

(3) 役員の名氏及び住所

(4) 事務所の所在地

- (5) 年度事業計画及び予算
- (6) 前年度の事業実施概況
- (7) 総会の概況
- (残余財産の帰属)

第65条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(公告)

第66条 本会の公告は、電子公告により行う。

## 附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(代議員及び予備代議員に関する経過措置)

2 この定款施行の際、現に代議員及び予備代議員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、各郡市医師会において、それぞれ選出されたものとみなす。

(代議員会の議長及び副議長に関する経過措置)

3 この定款施行の際、現に代議員会の議長及び副議長の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、それぞれ選定されたものとみなす。

(会長等に関する措置)

4 この法人の最初の会長は、加藤哲夫、副会長は、小村明弘、岩本正敬、秦 正、最初の常任理事は、葛尾信弘、白根 一、島田康夫、山崎一成、湯原紀二、森本紀彦、秦 公平、児玉和夫とする。

(裁定委員に関する経過措置)

5 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、裁定委員に選出されたものとみなす。

(参与に関する経過措置)

6 この定款施行の際、現に参与の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、参与として任命されたものとみなす。

(委員会委員に関する経過措置)

7 この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。

(職員に関する経過措置)

8 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(事業年度の経過措置)

9 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第55条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日と

する。

10 平成25年6月30日一部改正、同日施行

11 平成27年3月1日一部改正、同日施行

12 平成30年6月17日一部改正、平成30年4月1日施行

(代議員及び予備代議員の任期の特例措置)

13 平成31年6月開催の定時代議員会の開催日に就任した代議員及び予備代議員の任期については、定款第15条第1項の規定にかかわらず、平成32年6月開催の定時代議員会の前日までとする。

なお、郡市医師会で平成31年6月開催の定時代議員会の開催日までに代議員及び予備代議員が選出されていない場合には、その後に就任した者にこの特例措置を適用する。

平成31年3月3日一部改正、同日施行